令和３年第３回基山町議会（定例会）会議録（第１日）

招集年月日	令和３年９月６日				
招集の場所	基山町議会議場				
開閉会日時及び宣告	開会	令和３年９月６日	９時30分	議長	重松一徳
	散会	令和３年９月６日	14時05分	議長	重松一徳

応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席11名	１番	中村　絵理	出	８番	河野　保久	出
欠席１名	２番	天本　勉	出	９番	鳥飼　勝美	出
（欠員１名）	３番	松石　健児	出	10番	大山　勝代	出
	４番	大久保　由美子	欠	11番	品川　義則	出
	５番	末次　明	出	12番	松石　信男	出
	６番	桒野　久明	出	13番	重松　一徳	出

会議録署名議員	１番	中村　絵理	２番	天本　勉

職務のため議場に出席した者の職氏名	（事務局長）井上　克哉	（係長）長野　周次	（書記）川添　紫

地方自治法第１２１条第１項により説明のため出席した者の職氏名			
町長	松田一也	まちづくり課長	井上信治
副町長	酒井英良	定住促進課長	山田恵
教育長	柴田昌範	建設課長	古賀浩
総務企画課長	熊本弘樹	会計管理者	寺﨑博文
財政課長	平野裕志	教育学習課長	今泉雅己
税務課長	酒井智明	福祉課参事	中牟田文明
住民課長	毛利博司	こども課保育園長	佐藤定行
健康増進課長	藤田和彦	産業振興課参事	山本賢子
福祉課長	吉田茂喜	まちづくり課図書館長	城本直子
こども課長	亀山博史	建設課参事	権藤貞光
産業振興課長	栁島一清	代表監査委員	太田博史

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

会議に付した事件

日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２		会期の決定
日程第３		諸般の報告
日程第４		各常任委員会の所管事務調査報告
日程第５		一般行政報告
日程第６		教育行政報告
		提案理由説明
日程第７	議案第28号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第８	議案第29号	基山町税条例の一部改正について
日程第９	議案第30号	令和２年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第10	承認第４号	専決処分の承認を求めることについて（令和３年度基山町一般会計補正予算（第５号））
日程第11	承認第５号	専決処分の承認を求めることについて（令和３年度基山町一般会計補正予算（第６号））
日程第12	議案第31号	令和３年度基山町一般会計補正予算（第７号）
日程第13	議案第32号	令和３年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第14	議案第33号	令和３年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第15	議案第34号	令和３年度基山町下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第16	認定第１号	令和２年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	認定第２号	令和２年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	認定第３号	令和２年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	認定第４号	令和２年度基山町下水道事業会計決算の認定について
日程第20	報告第６号	令和２年度基山町健全化判断比率等の報告について

日程第21	報告第７号	教育委員会事務事業点検及び評価報告について
日程第22		決算特別委員会の設置について

～午前９時30分　開会～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は11名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

ただいまから令和３年第３回基山町議会定例会を開会します。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（重松一徳君）

日程第１．会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、中村絵理議員、天本勉議員を指名します。

日程第２　会期の決定

○議長（重松一徳君）

日程第２．会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から24日までの19日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第３　諸般の報告

○議長（重松一徳君）

日程第３．諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査について報告します。

地方自治法第235条の２第１項の規定による例月現金出納検査について、同条第３項の規定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告します。

令和３年７月５日に佐賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催され、大山勝代議員が出席しました。

令和３年７月６日に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会第２回臨時会が開催され、議長、末次明議員、松石健児議員が出席しました。

令和３年７月21日に第24回佐賀県市町行政講演会が開催され、日本マイクロソフト株式会社の宮崎翔太氏を講師に迎え、「～佐賀から世界へ～全ては「人」が主役の最新テクノロジー」を演題に講演があり、議員５名が出席しました。

令和３年７月28日にＳＡＧＡ2024実行委員会第10回総会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和３年７月29日に佐賀県町村議会議長会主催の特別セミナーが開催され、大正大学社会共生学部教授の江藤俊昭氏を講師に迎え、「議員のなり手不足問題（議員報酬の見直し）と今後の地方議会」、全国町村議会議長会会長松尾文則氏を講師として、「町村議会をめぐる動向について」を演題に講演があり、議長、大久保副議長が出席しました。

次に、令和３年８月３日に知事・市町議会議長懇話会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和３年８月23日に佐賀県市町会館落成式が開催され、議長が出席しました。

次に、令和３年８月27日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会が開催され、議長、中村絵理議員が出席しました。

また、同日に鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が開催され、議長、松石信男議員が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第４　各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（重松一徳君）

日程第４．各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。末次明総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（末次　明君）（登壇）

皆さんおはようございます。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告します。

記

１　調査事項並びに調査期日

(1)基山町キャンプ場について

(2)歴史的風致維持向上計画～基肄城南門跡広場工事について

概要説明及び現地視察　令和３年７月21日（水）

２　調査結果

キャンプ場は、平成３年７月にオープンして約30年が経過している施設である。以前は、子どもクラブ、少年スポーツ団体、町内地域団体等の利用が多かったが、近年、レクリエーションの多様化によって利用者が減少している状況下にあった。しかし、ここ数年コロナ禍の影響などもあり、ひとりキャンプや少人数による利用が増えている状況にあり、今後の利用環境整備や新しいニーズを探るために現地調査を行った。

また、平成30年７月の豪雨災害で甚大な被害に遭った基肄城水門付近は治山ダム等建設で災害復旧も進んでおり、基肄城南門跡地区広場工事予定の現地調査を行った。

(1)基山町キャンプ場について

利用人数と利用件数の推移は、平成28年度65件1,393人、令和２年度91件782人と利用件数は増加しているが利用人数は減少している。キャンプ場運営改善業務事業はコロナ禍後の新しいニーズを模索する事業であるとの説明を受けた。

担当課が求めるニーズについてただしたところ、町内の子どもクラブ等の団体や少人数の個人や団体に加え、町外の利用者ニーズにも対応したいとの説明を受けた。

多様な利用者を求めるには多額の費用を必要とするが、町は大規模な計画があるのかとただしたところ、現時点ではないが、将来の更新の際には、状況を踏まえ慎重に検討したいとの説明を受けた。

当委員会としては、利用対象者を精査した上で事業を行うように提案した。また、今後のキャンプ場整備については、近隣の農地が耕作放棄地となっているところも多く地区全体を考慮した計画を検討するよう提案した。

(2)基肄城南門跡広場工事について

従前から要望の多かった基山及び基肄城の史跡を散策する登山者用のトイレを設置した広場を計画しているとの説明を受けた。

平成30年と同規模の災害が起きた場合への対策は十分なのかとただしたところ、上流には想定される豪雨に対応できる治山ダムが建設されているので、今回、この工事を予定しているとの説明を受けた。

当委員会としては、基肄城跡やキャンプ場等周辺施設を利用する人にとって憩いの場となる施設であれば、広場を全てアスファルト舗装ではなく多目的に利用できる工法も検討するよう提案した。

以上をもちまして、総務文教常任委員会所管事務調査報告を終わります。

〇議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。松石健児厚生産業常任委員長。

〇厚生産業常任委員長（松石健児君）（登壇）

おはようございます。

厚生産業常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告いたします。

記

１　調査事項並びに調査期日

(1)基山っ子みらい館の現状について（令和３年７月21日）

（現地視察及び概要説明）

２　調査結果

基山っ子みらい館は、ハローワーク（公共職業安定所）と連携した子育て就労支援施設として、地方創生拠点整備事業交付金の採択を受けた施設であり、子育て交流広場と基山保育所を併設します。

関連する実施事業や各施設の概要説明を受けるとともに、現地視察を行い、管理運営状況等を確認いたしました。

子育て交流広場ではファミリーサポート事業をはじめ様々な事業が展開され、充実した子育て支援の状況がうかがえました。

交流スペースの使用状況についてただしたところ、月に14回（稼働率50％）の利用があり、企業とのコラボイベント等が行われている。今後は子育て世代の就労支援につながるような活動も行いたい。また、求人情報の閲覧の機会も増え、産業振興課とも連携して、より充実した情報発信を行っていきたいとの説明を受けました。

基山保育園では、各保育室を年齢別の園児数に応じて移動させ、衛生面、安全面を含め、充実した保育環境を確保していました。

施設の維持管理や床・トイレの清掃等はどのように行っているかただしたところ、室内外ともに定期的な点検は行っているが、日常清掃については保育士やみらい館職員が常時行っているため負担が多くなっているとの説明を受けました。

次に、施設の現状として屋外の遊具をもう少し充実すべきではないかただしたところ、園児の遊びの自主性を育むため、小型遊具をそろえているので、児童公園にあるような大きな

遊具は必要ないと考えている。現在では遊具がない状況でも、工夫して遊べるように変わってきたとの説明を受けました。

また、施設駐車場への進入路で、利用者と車両が交差しており、送迎時の安全対策に問題がないかただしたところ、園児の乗降、車両の運転状況などについて早急に聞き取り調査を行い、検討していきたいとの説明を受けました。

当委員会としては、今後も子育て世代支援の充実を図るとともに、保育士等職員の労務負担の軽減を図ること、また、園児の体力向上を日常の遊びで補える鉄棒等の遊具の設置と、送迎時の車両と歩道の安全確保のための分離フェンスの設置等を検討するよう提案いたしました。

以上で、厚生産業常任委員会の報告を終了します。

日程第５　一般行政報告

〇議長（重松一徳君）

日程第５．一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

〇町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は、令和３年第３回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただき誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」外１件、未処分利益剰余金処分案件が「令和２年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、専決処分承認案件が「専決処分の承認を求めることについて（令和３年度基山町一般会計補正予算（第５号））」外１件、予算案件が「令和３年度基山町一般会計補正予算（第７号）」外３件、決算認定案件が「令和２年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について」外３件となっております。これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

また、報告事項として「令和２年度基山町健全化判断比率等の報告について」外１件をお願いいたしております。

それでは、早速ではございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

まず、東明館高等学校の「第103回全国高等学校野球選手権」出場についてでございます。

町内唯一の高校である東明館高等学校野球部が、「第103回全国高等学校野球選手権佐賀大会」で優勝し、初めての甲子園出場を果たしました。

昨年度、佐賀県大会において秋・春連覇を達成し、今大会では本命視される中、多大なプレッシャーがあったと思いますが、その重圧を見事にはねのけて優勝を成し遂げ、甲子園出場を見事につかみ取ることができました。

甲子園では残念ながら念願の初戦を飾ることはできませんでした。試合は得点圏に何度も走者を進める好試合となり、次の大会につながる結果となりました。

東明館高等学校の甲子園出場は、コロナ禍の基山町にとっても元気づけられる大ニュースで、本当に誇らしいことです。今後の活躍を大いに期待しております。

次に、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

政府は、デルタ株による第５波の感染拡大に伴い、沖縄県に加え東京都に対し７月12日に４度目の緊急事態宣言を発令しました。その後、関東、関西圏に感染が広がったことから、８月２日に大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県が対象区域に追加されました。さらに、感染が全国に広がったことから、８月20日に京都府、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、兵庫県、福岡県に、８月27日には北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県に発令され、全国での緊急事態宣言の対象区域は９月12日までの期間で21都道府県に発令されております。

また、まん延防止等重点措置につきましては、９月12日までの期間で、福島県、山梨県、富山県、石川県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の12県が対象区域とされております。

佐賀県では、感染者数が５月30日から７月26日まで１桁が続いてきておりましたが、27日から２桁に増加し、８月16日から100人を超え、18日には過去最多の182人となりました。その後、８月末からは２桁を推移している状況となっております。

県内では感染者の増加により病床使用率が上昇し、医療現場が逼迫する状況となったため、８月18日から「医療環境を守るための非常警戒措置」を実施され、同日に「自宅療養」について導入されております。

その後、旧唐津市の感染者数が突出して増加したため、旧唐津市を対象に「まん延防止等重点措置」の適用地域として８月27日から９月12日までの期間で指定され、飲食店や大規模集客施設の時短等要請が実施されております。

本町では、６月に感染者はありませんでしたが、７月に入り感染者が増加傾向となり、７月、８月の感染者数は延べ76人となりました。このため、基山町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、町民会館等の公共施設の利用につきまして８月10日から町内の方の利用に限定し、８月27日からは総合体育館トレーニング室等の利用を中止するなどの利用制限を追加決定し、実施しております。

町民の皆様方には、感染者数を減らすために、今後も気を緩めることなく、手洗い、手指消毒、うがい、マスクの着用など一人一人が感染症対策をしっかりしていただくようよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

本町でのワクチン接種は、集団接種をきやま鹿毛医院において行い、個別接種を町内７医療機関において行っております。

対象者につきましては、年度年齢65歳以上の高齢者への接種を４月25日から、60歳から64歳の方や町内の小・中・高校及び保育園等の教員、保育士等の接種を７月６日から、12歳から59歳の方への接種を７月25日から行っております。

ワクチン接種状況につきましては、８月末で１回目接種人数が１万391名、接種率65.8％、２回目接種人数が8,431名、接種率53.4％となっています。

接種及び予約状況につきましては、接種者及び予約者数が１万2,024名、76.2％となっています。

また、新型コロナワクチン集団接種の際に利用できる巡回バスにつきましては、４月25日から運行し、８月末で230件、162名の方に御利用いただいております。

次に、新型コロナウイルス感染症関連給付金についてでございます。

コロナ禍が長期化する中で、低所得のひとり親世帯以外の世帯に対して生活の支援を行うため、低所得の子育て世帯に支給します「子育て世帯生活支援特別給付金」につきましては、８月末で66世帯、131名に655万円の給付を行いました。

コロナ禍における新生児を育てる世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るために実施しております「新生児特別定額給付金」につきましては、８月末で32世帯、33名の方に165万円の給付を行いました。

次に、新型コロナウイルス感染症関連中小企業者等支援についてでございます。

経済的影響が大きい小規模事業者への「中小企業者事業継続緊急支援金」につきましては、

令和２年度からの給付件数が、８月末現在で１回目給付が事業者196件、総額2,528万8,000円、２回目給付が104件、総額1,359万9,000円、３回目給付が63件、総額835万円、そして４回目給付が19件、総額210万円の交付を行っているところです。

また、本町で認定を行っております中小企業信用保険法に基づく保証制度につきましては、令和２年からの認定件数が、８月末現在でセーフティネット保証４号認定は226件、セーフティネット保証５号認定は54件、危機関連保証認定は26件となっています。

プレミアム付商品券では、令和２年度の利用実績額が２億39万円となっており本町経済の活性化を図ることができました。令和３年度も昨年度と同様に消費喚起型の得券、飲食業支援型の銀券、小規模事業者支援型の金券の３種類の商品券で、発行冊数１万2,000冊、発行総額１億300万円を設定し、事前申込みによる抽せん販売の形で販売しました。

６月５日から事前申込者への引換販売、その後６月19日から一般販売を行い、プレミアム付商品券は３種類とも完売いたしました。

次に、一部事務組合等の会議の報告でございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が８月27日に開催され、令和２年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の認定等について、全６議案が審議され原案どおり可決されました。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、令和２年度歳入歳出決算の認定等について、全４議案が審議され原案どおり可決されました。

次に、令和３年８月の大雨についてでございます。

本町では、８月11日から19日にかけての大雨では、役場の雨量計で降り始めからの総雨量が866.0ミリ、１時間当たりの最大雨量は、12日午後11時から午前０時の１時間に36.0ミリを計測しました。

町では、８月12日正午と16日午後５時に高齢者等避難を第１区、第２区、第４区、第６区の中山間地域に、８月13日午前０時35分には同地区に避難指示を発令しました。この大雨により町民会館に避難された方は延べ30名でした。

この大雨による本町の被害については、町道や林道の崩壊、農地・農業施設が被災しています。

現在、それぞれの施設の応急工事や土砂撤去を行い、今後は本復旧に取り組んでまいります。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、８月末の申請件数が42件となっています。

基山町空家等情報登録制度（すまいるナビ）につきましては、８月末の登録状況が、空き家提供者４件、空き家の利用希望者６件となっています。

空家における家財処分等費用補助金につきましては、今年度から不動産媒介契約を締結した空き家まで補助対象を拡大したことから、８月末の申請件数が４件となっています。

次に、農業関係についてでございます。

農業用亀の甲ため池の改修工事につきましては、７月の臨時議会において、県営土地改良事業における受益者の負担軽減を目的とした受益者分担率を下げる条例改正案を可決いただきましたので、町と水利組合との間で、新たな分担率による受益者負担額について協議を行い確認いたしました。現在、土地改良法に基づき、水利組合から公告の依頼がありましたので、町で計画概要の縦覧等の手続を行っております。今後、水利組合から県への施行申請を行い、県により令和３年度に測量設計、令和４年度に改良工事を予定されております。

次に、「きやま人づくり大学」についてでございます。

基山町では、町の魅力や課題を学び、情報の発信や解決策を実践する人材育成を図るために「きやま人づくり大学」を開校しております。今年度は、６月から３月までの前期５時限、後期５時限の開催を予定しております。前期の３時限が終了し、「基山町立図書館の取組」「基山ＳＧＫの取組」「ＮＪアグリサポートの取組」について御講演いただき、延べ38名の方に参加いただきました。今後も充実した講座となるよう取り組んでまいります。

次に、きやま創作劇についてでございます。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止としたきやま創作劇ですが、今年度はリスクを最小限にする形で、朗読劇として開催いたします。

参加者につきましては、８月１日からキャストを募集し、19名のキャストにより、12月12日の「ふ・れ・あ・いフェスタ」での本番に向け、８月29日から練習を開始しました。

次に、健康増進対策についてでございます。

生活習慣病予防や疾病の早期発見のための総合健診として、特定健診及び各種がん検診を５月と６月にそれぞれ７日間、計14日間実施しました。

例年同様、健診を効果的・効率的に実施するため、事前予約制による当日の待ち時間の短

縮や特定健診とがん検診の同日受診の対応、土日の健診の実施及び基山町母子保健推進員の協力の下、託児日の設定等の対応を行いました。

今年度は、新しい取組として、保健センターで特定健診を受診された方に抽せんにより、簡易ＰＣＲ検査を７月に134人、８月に128人実施しました。

次に、青少年健全育成事業関係についてでございます。

７月31日に基山町青少年育成町民会議主催の青少年ふれあい合宿を基山町民会館で実施しました。今年度は日帰りでの実施となり、小学生10名が参加し、ペットボトルを利用した風車づくりを行いました。

集団行動を通じ、学校や学年が違う子どもたちが、お互いに協力し合うことやルールを守ることの大切さを学びました。

次に、生活環境事業についてでございます。

環境意識の向上や生ごみ減量化のため、６月15日に「ダンボールコンポスト講習会」を開催し、15名の方に参加いただきました。講習会への参加申込みが定員より多く、環境への関心が高かったため、今年度中に２回目を開催する予定としています。

また、「親子で川の生き物調査～水生生物調査」を７月18日に実施しました。この事業は、川の中にすんでいる生き物の種類により川の汚れの調査を行うもので、会場の基山共同乾燥場には12組30名の参加がありました。参加者は川に入り、石をひっくり返したりして潜んでいる生き物を調査し、「サワガニ」や「ヨコエビ」など10種類の生き物を見つけることができ、きれいな川との結果が出ました。

次に、工事の発注及び進捗状況についてでございます。

道工２補（繰）第５号三国・丸林線道路改良工事につきましては、令和３年６月９日から令和４年１月７日までの工期で、鳥飼建設株式会社が4,577万1,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は30%でございます。

道工２補（繰）第６号三国・丸林線道路改良工事（水路工事進入路）につきましては、令和３年６月９日から令和３年９月30日までの工期で、有限会社林重機が1,556万8,300円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は90%でございます。

道工２補（繰）第９号城戸１号線道路改良工事につきましては、令和３年９月３日から令

和４年３月10日までの工期で、前田土木有限会社が1,403万6,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は５%でございます。

道工２補（繰）第７号白坂久保田２号線舗装補修工事（１工区）につきましては、令和３年９月３日から令和４年１月20日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が1,485万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は５%でございます。

道工２補（繰）第８号白坂久保田２号線舗装補修工事（２工区）につきましては、令和３年９月３日から令和４年１月20日までの工期で、鳥飼建設株式会社が1,663万2,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は５%でございます。

道工２補（繰）第10号白坂久保田２号線舗装補修工事（３工区）につきましては、令和３年９月３日から令和４年１月20日までの工期で、有限会社林重機が1,419万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は５%でございます。

下工２補（繰）第４号宝満川処理区第486－１号（箱町地区）汚水管築造工事につきましては、令和３年６月23日から令和３年９月24日までの工期で、鳥飼建設株式会社が2,381万5,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は90%でございます。

下工２補（繰）第５号宝満川処理区第409号外（住吉地区）汚水管築造工事につきましては、令和３年６月23日から令和３年９月30日までの工期で、太平商工株式会社が1,067万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は90%でございます。

下工２補（繰）第７号宝満川処理区第18号マンホールポンプ機器設置工事につきましては、令和３年６月25日から令和３年９月30日までの工期で、株式会社九電工佐賀支店が1,216万6,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は85%でございます。

次に、町民会館工事についてでございます。

町民会館トイレ改修工事につきましては、令和３年９月３日から令和４年３月10日までの

工期で、株式会社リビングモア佐賀が1,771万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は５%でございます。

令和２年災（繰）第３号町道長葉山線（230号）災害復旧工事につきましては、令和３年６月23日から令和３年12月20日までの工期で、有限会社飛松建設が1,100万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は30%でございます。

次に、図書館についてでございます。

基山町立図書館では、「セカンドブックプレゼント事業」を７月８日に若基小学校で、７月９日に基山小学校で行いました。151名の小学１年生に基山町選定図書の中から児童が希望する１冊とＰＩＣＦＡデザインの「図書館通いバッグ」を贈りました。

８月には館内で「基山駅開業100周年記念」のミニ展示を行いました。大正10年８月５日に開業した当時の写真パネル等を蔵書の歴史本や写真集とともに展示し、今年で満百歳を迎えた基山駅を祝しました。

今後も、新型コロナウイルス感染対策を行い、利用者の安心・安全に努め、３密を避けながら、魅力ある図書館づくり、町民の方から親しまれる図書館づくりを目指して推進してまいります。

次に、寄附の報告についてでございます。

佐賀製薬株式会社様より、６月22日に８万円、「ＳＤＧｓ私募債」による「基山町の活性化」として寄附がありましたので受領いたしました。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

８月末現在では２万1,707件、３億2,725万5,000円の寄附申込みをいただいております。昨年の同時期と比較しますと、件数で10.2%減、金額では15.2%の減となっております。

以上をもちまして、一般行政報告を終わらせていただきます。

日程第６　教育行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第６．教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。

続きまして、教育行政報告をさせていただきます。

まず、学校教育関係についてでございます。

１学期の学校運営は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症に配慮したものとなりましたが、予定どおり、終業式を７月20日に行いました。夏休み中は、登校日を設けず、タブレットを活用し、オンラインで実施しました。

夏休みの宿題についてもタブレットで配信するなど先進的な取組も行って、教員のＩＣＴ利活用や児童生徒の端末利用のスキルアップ、保護者の経済的負担の軽減や教員の働き方改革の面などで役立ったと考えております。

中学生を対象とした補充学習につきましては、１・２年生を対象とした「放課後学習会」を６月21日から始め106名が参加しております。今年度からは、タブレットを活用した内容とし、補充学習支援員の指導の下、数学と英語を基本に自学自習形式で学習会を実施しております。来年の２月上旬まで18回行う予定です。また、中学３年生を対象にした「放課後学習会」は、９月21日から開始する予定にしております。

小学生を対象とした補充学習につきましては、６年生の放課後補充学習を、６月２日から基山小学校46名、若基小学校25名の参加で実施をしております。

また、小学３年生の放課後補充学習も同じく６月２日から基山小学校72名、若基小学校22名が参加し、各小学校で実施しております。教科は算数を対象として民間学習塾の英進館に業務を委託し、主体的な学習の仕方を身につけさせ基礎的・基本的な学力の定着及び活用力の向上を図ることを目的として実施し、水曜日に計21回行う予定としております。

コロナ禍で様々な体験学習が行えない状況ですが、地域の協力も得て、６月25日に若基小学校、６月28日に基山小学校の５年生が総合的な学習の時間を使って、田植え体験を行いました。

次に、通学路関係についてでございます。

住民課、建設課、教育学習課、小中学校から管理職、ＰＴＡ関係者、また該当地区区長、安全な町づくり推進協議会、佐賀国道事務所、鳥栖警察署交通課の方々とともに、８月４日に通学路合同点検を行いました。カラー舗装修繕、区画線修繕、防護柵、水路蓋掛け等が必要な箇所等の確認を行いました。合同点検で確認した事項については、関係各課と連携を取って、改善に努めたいと考えております。

次に、部活動関係についてでございます。

６月下旬より鳥栖地区中学校総合体育大会及び佐賀県中学校総合体育大会が開催され、こ

れまでに練習に励んできた成果を発揮し、地区大会では団体３競技で優勝しました。

さらに県大会でも、陸上競技男子棒高跳びで優勝、バドミントン女子団体３位、ダブルス３位、柔道女子個人で３位、軟式野球で３位の成績を収め、陸上棒高跳び男子１名とバドミントン女子ダブルス２名については九州大会に出場しました。

また、吹奏楽部が佐賀県吹奏楽大会において、見事、銀賞を受賞しました。

次に、学校関係工事についてでございます。

若基小学校校舎大規模改造工事（体育館トイレ）につきましては、令和３年７月１日から令和３年11月12日までの工期で、有限会社園部設備工業が1,261万1,500円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は30%でございます。

最後に、文化財関係についてでございます。

令和元年度子ども議会で、「基肄城を基山町のシンボルとしてもっと活用すべき」との意見が出されました。この子どもたちの思いに応え、基肄城や基山への関心をさらに深めてもらおうと、６月に小・中学生を対象に基肄城絵はがきコンクールを開催いたしました。優秀作品13点を含む1,144点の作品を６月26日から８月25日まで基山町立図書館で展示し、多くの町民の方々に御覧いただきました。

６月24日には基山町民俗芸能保存会を開催しました。今年度も「御神幸祭」と「園部くんち」につきましては神事のみとなりましたが、伝統芸能継承のための取組を助成するなど、来年度の開催へ向け、各種団体の方々と協力してまいりたいというふうに考えております。

以上で教育行政報告を終わります。

日程第７～21　議案第28号～議案第30号、承認第４号、承認第５号、議案第31号～議案第34号、認定第１号～認定第４号、報告第６号、報告第７号

○議長（重松一徳君）

日程第７．議案第28号から日程第９．議案第30号まで、日程第10．承認第４号、日程第11．承認第５号、日程第12．議案第31号から日程第15．議案第34号まで、日程第16．認定第１号から日程第19．認定第４号まで、日程第20．報告第６号、日程第21．報告第７号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和３年第３回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、条例案件２件、未処分利益剰余金処分案件１件、専決処分承認案件２件、予算案件４件、決算認定案件４件、報告事項２件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第28号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、関係条例の引用条文の整理が必要なため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第29号　基山町税条例の一部改正についてでございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令等の一部を改正する政令」の公布により、個人の町民税の非課税限度額等における扶養親族の取扱いの見直し及び特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の見直しが行われたことに伴い、基山町税条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第30号　令和２年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

「地方公営企業法」第32条第２項の規定により、令和２年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の一部の額を資本金に組み入れるため議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度基山町一般会計補正予算（第５号））でございます。

学校法人東明館学園東明館高等学校の第103回全国高等学校野球選手権大会出場に係る激励金の支払いに伴い一般会計の予算に補正が急務であるため、令和３年７月26日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第５号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度基山町一般会計補正予算（第６号））でございます。

本年８月の豪雨による災害に伴い一般会計の予算に補正が急務であるため、令和３年８月25日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第31号から議案第34号までは、令和３年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第31号　令和３年度基山町一般会計補正予算（第７号）につきましては、今回、補正予算として３億5,325万6,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は、歳入歳出とも79億7,577万4,000円となります。

また、外部人材活用負担金の債務負担行為の設定もお願いしております。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、財政調整基金積立金についてでございます。

決算剰余金や財産収入などを原資として財政調整基金積立金を追加するものでございます。補正額は２億1,800万円でございます。

次に、保育対策総合支援事業費補助金についてでございます。

本年竣工予定の民間マンション内に新設される小規模保育事業所に対する補助金を追加するものでございます。補正額は1,650万円でございます。

次に、予防費でございます。10月以降の新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用の増額をお願いするものでございます。補正額は3,970万円の増額でございます。

次に、企業立地奨励金及び企業立地促進特区補助金についてでございます。

交付見込額の確定により、企業立地奨励金及び企業立地促進特区補助金を追加するものでございます。企業立地促進特区補助金につきましては、前年度実績に基づく電気料金及び雇用奨励の補助として交付するものでございます。補正額は1,961万1,000円でございます。

以上、概要について申し上げましたが、他の内容につきましては担当課長より説明させていただきたいと思います。

議案第32号　令和３年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきましては、今回、補正予算として9,504万9,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わ

せますと、予算総額は、歳入歳出とも21億2,122万2,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、委託料及び償還金、返納金等の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第33号　令和３年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきましては、今回、補正予算として2,843万5,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも２億8,614万3,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、保険料の当初賦課額が確定したこと等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第34号　令和３年度基山町下水道事業会計補正予算（第２号）につきましては、今回、補正予算として196万7,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は９億5,413万5,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、人件費の減額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、認定第１号から認定第３号までは、令和２年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和２年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

別冊に、令和２年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算に係る主要な施策の成果の説明書、これでございます。これに切り替えていただければと思います。よろしいでしょうか。

１ページを御覧ください。

まず、一般会計についてでございます。

令和２年度は、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした「健康で、安心と安全なまちづくり」や「基山の自然と歴史を守り、活かす取り組み」「子育て支援のさらなる充実」の取組を行ったところでございます。

具体的には、感染防止対策やアフターコロナを見据えた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、久留米大学との連携強化、交通安全施設工事や防犯カメラ・防犯街灯の整備拡充、水門跡周辺の災害復旧と基肄城南門跡地区整備の推進、４歳児就学準備事業や子育てネットワークコーディネーター事業の充実、ＧＩＧＡスクール構想事業の実施など

の取組を行ったところでございます。

これが一般会計の総論で、次、２ページに移っていただければと思います。

２ページが一般会計の決算規模なんですが、歳入が111億2,450万6,000円で、歳出が108億7,957万6,000円で、前年度の決算額と比べると、歳入が17.9％、歳出が19.3％の増となっているところでございます。過去にない大型な決算額になっておりますが、これは、特別定額給付金事業などの新型コロナウイルス感染症に係る事業費の増が主な要因でございます。

次に、決算収支の状況でございます。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は２億4,493万円の黒字で、そのうち翌年度に繰り越すべき財源は5,060万円で、実質収支は１億9,433万円となっております。

実質収支の状況や収支の推移につきましては、後ほど見ていただければと思います。

次が、歳入でございます。

４ページをお開きいただければと思います。

まず、町税では、固定資産税が1.7％増加し、法人町民税が13.5％、個人町民税が0.6％減少し、町税全体では0.8％減の2,043万7,000円の減少というふうになりました。正直、もう少し新型コロナがあって減少するかとは思いましたが、メインのいわゆる個人町民税が前の年の所得に対応するということで大きなマイナスになっていないというのが、予想を下回る減少になっているというふうなことかと思います。

次に、６ページを御覧いただきたいと思いますが、６ページの地方消費税交付金では、令和元年10月からの税率アップの影響により6,714万6,000円の増となっているところでございます。

また、７ページの地方交付税では、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用した「地域社会再生事業費（普通交付税費目）」の創設などにより6,032万5,000円の増となっているところでございます。

次に、国庫支出金では、特別定額給付金給付事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業などにより21億4,274万5,000円の増となっているところでございます。

８ページに移っていただきまして、８ページの県支出金では、災害復旧事業支出金の減などにより１億6,875万9,000円の減となっています。

次に、寄附金では、ふるさと応援寄附金の6,961万8,000円の増などにより、全体では前年度比7,164万6,000円の増となっているところでございます。

さらに、９ページの繰入金でございますが、基山保育園等建設事業に係る地方創生拠点整備基金繰入れの完了に伴う反動減などにより４億3,089万3,000円の減となっているところでございます。

10ページを御覧いただきたいと思います。

歳出の状況につきましては、民生費は特別定額給付金給付事業などの新型コロナウイルス感染症対策事業などにより12億7,062万2,000円の増となっております。

次に、商工費では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施した中小企業者事業継続緊急支援金などにより9,882万6,000円の増となっているところでございます。

次に、土木費では、町道三国・丸林線道路改良などの社会資本整備総合交付金事業の事業費増などにより２億8,066万円の増となっているところでございます。

次に、教育費では、中学校校舎大規模改造事業やＧＩＧＡスクール構想事業の実施、総合体育館武道場空調設備設置事業などにより４億757万3,000円の増となっているところでございます。

次に、災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費の減により２億5,761万3,000円の減となっているところでございます。

そして、12ページを御覧いただきたいんですが、今回、新型コロナウイルスの関係のものを12ページ、13ページに新型コロナウイルス関係ということで全部まとめさせていただきました。

令和２年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い様々な対応を、令和３年度も行っておりますが、令和２年度からそういう様々な対応が出てきておりますので、それをまとめたものなんですが、早期の対応として、町民の皆様の、ここに載っていないというか、これ以外のものでも町民の皆さんの精神的ケアや事業者支援の相談窓口設置、これは昨年のゴールデンウイーク、全て休みをなくして相談を受けたり、それから次亜塩素酸水を無料配布したり、そして社協で作ったマスクを販売したり、そういったことをやったことももちろん入っているんですけれども、そして、さらに台風10号の避難所対策では、去年の台風10号は大型で心配だということで、新型コロナ対策を打ちながら415名、これまでの最高、体育館を開けて対応したというふうなこともあるところでございます。こういった、ここにはまとめていないものも新型コロナ対策として実施したものがまだまだたくさんあるということでござ

います。

ここでまとめたものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、いわゆる臨交金でやった事業者支援や感染症対策ですね。そういったものを全部まとめますと、一番大きいのは例の定額給付金なんですが、全部まとめますと、大体23億7,305万2,000円というふうな形になっているところでございます。

取りあえず、全部ピックアップしたつもりなんですけれども、考え方によってはもっと関係する事業もあるかというふうに思いますので、目安としましては、令和２年度は大体24億円ぐらい新型コロナ対策で使ったということで考えていただければなというふうに思います。

14ページ以降なんですけれども、ここからは、私のほうでちょっとここについてコメントしたいというものだけコメントさせていただきたいというふうに思います。

まず、②と③は一緒にやりたいと思いますが、いわゆるまち・ひと・しごと創生総合戦略と総合計画ですね。もちろん総合計画が上にあって、総合戦略があるんですが、昨年度はいずれも２期及び中間見直しということで、それぞれの進捗状況をチェックした年になったところでございます。総合計画をメインの計画として、昨年度はほかにもいろいろな計画をつくったりしておりますが、そこはもう今日はしゃべりませんけれども、そういったものを上手に組み込んでいきながら、きちんとした計画に沿った形で町政を運営していきたいなというふうに思っています。

その中で、この総合戦略は特に産業振興及び福祉、子育て、定住、そういったもの絞ったところでやりますので、特に前向きな部分では大事な部分かなというふうに思っているところでございます。

それから、15ページに移りまして、８番に「ふ・れ・あ・いフェスタ」、昨年、多くの事業が中止になったんですが、「ふ・れ・あ・いフェスタ」だけは何らかの形でやろうということで、人数は一昨年に比べると半分ぐらいになってしまったんですけれども、いろいろな人の協力、特に基山町出身の書道家の松田朴伝先生であったり、ＰＩＣＦＡであったり、ＦＣソレイユであったり、いろいろな方々が協力して盛り上げていただいたということで、今年もぜひ「ふ・れ・あ・いフェスタ」はやらせていただきたいと思いながら、今の新型コロナの状況の推移を見守っているところでございます。

それから、⑪を少しコメントさせていただきたいと思います。公共交通の施策ということで、いろいろな見直しは、実はここにも書いているようにいろいろやっております。それか

ら、今度また10月にも、経路の見直しも含めていろいろやります。そしてまた、今年度は民間企業がやるＦＳ調査、経産省のＦＳ調査に基山町も協力するような形で、よりよい公共交通の未来を少しでもいい方向に持っていけるようにやっていきたいというふうに思っているところでございます。

さらに、⑫の地域おこし協力隊、集落支援員の皆さん、合計で今５名の方がそれぞれのミッションで活躍していただいておりますが、なかなか感謝申し上げる機会がないので、この場を借りて、この５人の方々のいろいろな活動が今、基山町のすごく土台をしっかりするようなそういうことになっているので、まずは感謝をしつつ、今後ともこういった方々の力が基山町にとって重要なのではないかと思っておりますので、当然、時期が来ればまた新しい人を雇わなければいけないような時期になるでしょうし、それから、この２つの地域おこし協力隊と集落支援員という制度を上手に使っていきながら、また基山町のためにやっていけたらいいなというふうに思っているところでございます。

あとは、18ページに移っていただきまして、少し飛ばさせていただきます。

20番なんですけれども、地味ではあるんですけれども、いつの間にか基山町のホームページとＬＩＮＥの連携というものが非常に活発なものになっていて、今回の新型コロナワクチンの予約でもそれがフル活用されております。それ以外も含めて、「基山ＷＥＢの駅」も徐々にですけれども活用が進んできておりますので、地味ではあるんですけれども、基山町の情報発信事業というものが進んできているのではないかというふうに思っておりますので、令和２年度にもそういったことをやってきましたけれども、令和３年度以降もそういったことを地道にやっていきたいというふうに思っているところでございます。

22番、マイナンバー、２月末ではまだ20％台だったんですけれども、もう今は30％台を超えておりまして、着実にマイナンバーの普及率を高めていこうとしておりますので、22番も地味ではございますけれども大事かなというふうに思っております。

さらに23番ですけれども、令和２年10月から、まず試行の形で、平日の開庁時間の延長と土曜日の開庁をやったんですけれども、なかなか好評でいい感じで進んでおりますので、令和３年度４月になってからも本格的に今やっているところでございますので、この辺の住民行政サービスの向上につきましては、こういう時間もありますけれども、それ以外のことも含めてやっていかなきゃいけないというふうに考えております。

それから、次の24番の国勢調査、５年に一遍の国勢調査でございますけれども、それが昨

年度来たということで、いろいろな指標の基になっていきますので、数字の見方等につきましては、また機会があれば御説明したいと思いますけれども、５年に１回の大事な調査がやってきたということで、令和２年度は御理解いただければと思います。

あと、19ページにいきまして、民生費の②と③について少しコメントさせていただきたいと思いますが、まずは１人10万円の特別定額給付金につきましては、これもゴールデンウイークを返上して準備をしたり、かなりほかの自治体と比べても早いタイミングで正確に給付ができたのではないかなというふうに思っているところでございます。

さらに、③の生活支援特別給付金、これは臨交金を使いまして、基山町独自のやり方で世帯をきちんと特定する形でやるというふうなことをやりました。この後、いろいろな特定がまた出てくるようになるんですが、きちんとした形で受給者を特定するという、最近では初めてのやり方でやったものでございます。そういう意味でちょっと御紹介、説明しておきたいというふうに思っております。

20ページにいきまして、⑧の防犯対策ですね。令和２年度の柱の一つにもしておりましたので、きちんとした形で地元の方の要望も聞きながら、新たに防犯灯を10基、そして防犯カメラを19台設置しているということで、加えて、「ながらパトロール」ということで町民の方々にも協力していただいて、多くの町民の方がいろいろな協力を、青色回転灯の積載車も町民の方に御協力してやっていただいたりしておりますので、そういう意味では、本当に安全な町として、町民の皆さん挙げて努力していただいているというふうに考えているところでございます。

さらに、21ページにいきたいと思います。

21ページの⑪、これは懸案でございました高校生までの通院の医療費補填につきまして、新型コロナをいいタイミングとしてやり始めたと。今年の１月からやり始めたと、いわゆる令和２年度からやり始めたという形で、これは別に新型コロナが終わっても続けるというふうな形でやっているところでございます。

同じく⑬の新生児特別定額給付金につきましても、新型コロナのタイミングでやり始めたんですけれども、これも今も続けておりますし、これからも続けるというふうな形になっているところでございます。

22ページに移りまして、14番の病後児保育でございます。

令和２年度の登録者が84名で、利用者が５名ということで、初年度にしては少なかったん

ですけれども、これは新型コロナもあったと思います。慣れないこともあったと思いますので、令和３年度になってから事前登録者の数が大幅に今増えておりますので、これから新型コロナが落ち着けば、また活用が出てくるのではないかというふうに思っているところでございます。

あと、地味な事業なんですけれども、22ページの⑱なんですけれども、４歳児就学準備、特に町内の４歳児を対象にした特性検査ですね。これは基山町独自、基山町しかやっていないんですが、始めた年度の頃は、４年前でしたか、この調査に必ずしも全ての方が協力的ではなかったんですけれども、もう今やほとんど全員の方がこの４歳児健診を受けていただいていて、それから後の子どもさんたちの成長を見守るすごく大事な事業になっておりますので、このあたりのところは特記する形でちょっと御説明させていただいたところでございます。

あともうたくさん本当に御紹介、御説明しなければいけない事業がございます。また後日、この審議があると思いますので、そのときにまた一つ一つについては説明したいというふうに思っているところでございます。

一気に27ページまで飛びますけれども、③に無料職業紹介所、これは平成30年12月につくったものなんですが、今回、令和２年度に場所を正面玄関のところにオープンして、今、特に高齢者の雇用マッチング等も含めて、すごく充実化しているところでございますので、こういったものは非常に大事だというふうに思っておりますので、今後とも力を入れていきたいと思っているところでございます。

それから、29ページの②観光振興でございます。

新型コロナで観光、非常にいろいろな事業がやりにくうございましたけれども、一応、できるだけのことを今やって、例えばテレビ局との、令和２年度はＫＢＣの「ふるさとWish」でしたけれども、そことのタイアップ、さらには基山駅の「えきしたラウンジ」をつくったり、そういったことをやって、アフターコロナ、ウイズコロナの終わりぐらいからアフターコロナにかけて、基山町の観光がまた少しでも充実するように、そういう仕掛けを、新型コロナのときだからこそやっていっているというふうな形になるところでございます。

30ページに移っていただければというふうに思います。

⑥の町営住宅でございます。町営住宅については、今それぞれの町営住宅の見直しをやっております。その中でも、園部団地について、また別の機会で御説明したり、いろいろ御意

見賜るところがあると思いますが、令和２年度も着実に、ただしあまり急がずに、少しずつ前に進んでいっておりますので、そのあたりのところもまた後日説明させていただきたいなというふうに思っているところでございます。

31から32ページにつきましては、まさに学校の関係、先ほど教育長からも状況報告がありましたが、ＧＩＧＡスクールで入れた端末、タブレット等を活用して、今もうまさにやっていたり、あとは施設の問題が、これは基山小学校と若基小学校とではまた違う形がありますし、中学校のほうも体育館問題とかいろいろありますので、こういった問題に少しずつ今対応していっているということでございます。なかなか右から左にというわけにはいきませんけれども、このあたりのところも大事かなというふうに思っているところでございます。

あといろいろございますけれども、一つずつに重要性の差異は全くございませんので、今挙げたものが重要な施策というわけではなくて、ここで私のほうから少し補足のコメントをさせていただきたいなと思っていたところでございますので、そういったところを御理解いただければなというふうに思っているところでございます。

また、通常に戻らせていただきます。

次は、国民健康保険特別会計、37ページでございます。少し飛んでいただければというふうに思います。

37ページに国民健康保険特別会計がございますが、令和２年度の決算を見ますと、全体では１億4,506万7,000円の黒字となりました。前年度の繰越金や基金積立金を勘案した実質単年度収支は7,619万7,000円の黒字となっております。

また、平成30年度から財政が県単位化となり、将来的な国民健康保険税の平準化、財政基盤の安定を図るため、令和２年度に国民健康保険税率は改定したところでございます。

令和３年度は、それをそのままの比率で横滑りさせたということでございます。

できるだけ、令和２年度に改定、高く少し値上げしたものについて、その金額で続けられるだけ続けていくということで、今頑張ろうとしておりますので、このあたりはまた別の機会で国民健康保険特別会計の議論をさせていただければなというふうに思うところでございます。

詳しくは、38ページ以降の表に記載しておりますので、お目通しをいただければというふうに思います。

続きまして、41ページを御覧ください。

41ページからが後期高齢者医療特別会計でございます。

被保険者数が2,407人となっており、昨年度末より33人増加しております。また、令和２年度の保険料は、調定額が１億9,754万8,900円、収入済額が１億9,774万1,700円であって、還付未済額が20万3,200円で、収納率が99.99％、これは年金からの引き落としということになるので、そういう形になっているところでございます。

ここまでが概要の説明でございますけれども、いずれにしましても、各会計の決算の詳細につきましては、また後ほど担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、認定第４号　令和２年度基山町下水道事業会計決算の認定についてでございます。

令和２年度基山町下水道事業会計決算の認定をお願いするものでございます。

別冊に、令和２年度基山町下水道事業会計の決算に係る主要施策の成果の説明書をお手元に差し上げております。概要について説明しますので、よろしくお願いいたします。

まずは、本町の下水道は、平成13年に供用開始し、計画的に整備を進めております。令和２年度末での下水道整備済区域は令和２年度に0.6ヘクタールを整備し、269.6ヘクタールとなり、事業認可区域内の整備率は98.8％、全体計画の556.5ヘクタールに対しては48.4％の整備率となっているところでございます。

また、行政人口に対して下水道を使える人口の比率である普及率は78.1％となっており、整備済区域のうち下水道に接続された水洗化率は98.4％となっております。

令和２年度決算額は、収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、予算額４億4,369万1,000円に対しまして、決算額は４億4,823万7,000円となっておるところでございます。

支出につきましては、予算額３億9,651万3,000円に対して、決算額は３億8,669万4,000円となっているところでございます。

この収入支出決算額から、それぞれ消費税及び地方消費税を除いて差し引いた結果、5,748万5,000円が当年度の純利益となっているところでございます。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、予算額２億6,258万2,000円に対しまして、決算額は１億4,970万5,000円となっております。

また、支出につきましては、予算額３億9,362万8,000円に対して、決算額は２億4,286万5,000円となります。

この結果、9,316万円の不足額となっております。この不足額については、当年度分消費

税及び地方消費税資本的収支調整額889万9,000円、当年度損益勘定留保資金7,237万円及び繰越利益剰余金処分額1,189万1,000円で補填するというふうになっているところでございます。

厳しい状況はまだこれからも続くと思います。詳細につきましては、担当課長より説明させていただきたいと思います。

最後に、報告第６号　令和２年度基山町健全化判断比率等の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の意見を付して議会に報告するとともに公表することとなっており、今回報告するものでございます。

健全化比率及び資金不足比率の審査につきましては、８月11日に基山町監査委員に審査いただき、８月23日に審査意見書を提出していただきました。今回、その写しを付して報告させていただきます。

健全化判断比率については、基山町は「実質赤字比率：赤字なし」「連結実質赤字比率：赤字なし」「実質公債費比率：8.0％」「将来負担比率：算出なし」となっているところでございます。

また、資金不足比率については、基山町は資金不足額はございません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長、報告第７号をお願いいたします。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

報告第７号　教育委員会事務事業点検及び評価報告について概要を御説明いたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、教育委員会は、毎年、教育に関する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに公表することが義務づけられております。

基山町教育委員会では、各年度の教育方針として作成している「基山町教育プラン」の中から、教育委員会が主として取り組んだ具体的重点目標及び取組事項について、成果や課題を洗い出し、さらに、基山町教育委員会評価委員会を令和３年８月11日に開催し、有識者の方から様々な御意見をいただきました。その中で、教育委員会事務事業の管理及び執行の状

況について、令和２年度の教育プランに沿って78事業について点検を行っていただき、具体的な13施策について評価報告書としてまとめました。

また、基山町評価委員会で有識者の方から御意見をお伺いし、それを取りまとめた意見書及び78事業の評価一覧を参考資料として添付しております。

以上で、報告第７号　教育委員会事務事業点検及び評価報告についての概要説明を終わります。

○議長（重松一徳君）

ここで、11時15分まで休憩します。

～午前11時06分　休憩～

～午前11時15分　再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第28号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

議案第28号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

議案書１ページをお願いいたします。

今回の条例制定につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、関係条例の引用条文の整理が必要なため制定するものでございます。

内容につきましては、議案資料の新旧対照表にて御説明をさせていただきます。

議案資料１ページをお願いします。

第１条　基山町個人情報保護条例の一部改正では、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されることから、これまでの所管長の総務大臣からデジタル庁の所管長である内閣総理大臣に改めるものでございます。

第19条７号及び同条８号の改正は、いわゆる法改正に伴う引用条項の号ずれによる改正で、内容の変更はございません。

第２条　基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例では、第19条第４号が追加されたことによる引用条項の号ずれによる改正で、内容の変更はございません。

第３条　基山町手数料条例の一部改正では、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構、通称Ｊ－ＬＩＳであることが明確化され、Ｊ－ＬＩＳが個人番号カードの発行に関し手数料を徴収することとなったことから、個人番号カードの再交付手数料を削除するものでございます。

施行日でございますが、公布の日から施行することとしております。

議案第28号の詳細説明は以上でございます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第29号の詳細説明を求めます。酒井税務課長。

○税務課長（酒井智明君）

議案第29号　基山町税条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案書は３ページから、議案資料は５ページからでございます。

今回の改正につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令等の一部を改正する政令」の公布により、個人の町民税の非課税限度額等における扶養親族の取扱いの見直し及び特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の見直しが行われたことに伴い、基山町税条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案資料のほうで説明をさせていただきます。

議案資料の５ページをお願いいたします。

改正内容といたしまして、まず１点目が、扶養親族の取扱いの見直しに係る改正でございます。

個人の町民税の非課税限度額関係といたしまして、扶養親族における国外居住親族の取扱いの見直しに伴い、個人の町民税均等割及び所得割の非課税限度額における扶養親族の要件を厳格化し、国外居住親族については、29歳以下の者及び70歳以上の者に限って扶養親族の対象とするものでございます。

ただし、30歳以上69歳以下の国外居住親族であっても、留学生や障がい者及び生活費等の支払いを38万円以上受けている者は引き続き扶養親族の対象とするものでございます。

施行期日は、令和６年１月１日でございます。

議案資料の６ページに資料をつけさせていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、個人の町民税に係る公的年金等受給者の申告関係といたしまして、扶養親族における国外居住親族の取扱いの見直しに伴い、控除対象扶養親族以外の扶養親族には、16歳未満の扶養親族と30歳以上69歳以下で、ある一定の国外居住者が存在することとなりましたが、扶養親族申告書で必要な情報は引き続き16歳未満の扶養親族に係る情報のみであることから、扶養親族を年齢16歳未満の者に限定するものでございます。

先ほどの議案資料６ページと関連しておりますので、お目通しをお願いいたします。

施行期日は、令和６年１月１日でございます。

２点目といたしまして、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の見直しに係る改正でございます。

国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーション（自主服薬）に取り組む環境を整備することが医療費の適正化にも資するという観点から、健康の維持増進等への取組を行っている個人が特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、現行の令和４年までの適用期限を５年延長するものでございます。

施行期日は、令和４年１月１日でございます。

議案資料７ページに資料をつけさせていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

改正条文の改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

議案資料８ページをお願いいたします。

まず、第24条第２項でございますが、個人の町民税均等割の非課税限度額算定について、扶養親族における国外居住親族の取扱いの見直しに伴う扶養親族の規定の改正でございます。

続きまして、第36条の３の３第１項でございますが、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告について、扶養親族における国外居住親族の取扱いの見直しに伴う扶養親族の規定の改正でございます。

附則第５条第１項でございますが、個人の町民税所得割の非課税限度額算定について、扶養親族における国外居住親族の取扱いの見直しに伴う扶養親族の規定の改正でございます。

９ページをお願いいたします。

附則第６条でございますが、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用期限を５年延長する改正でございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長（重松一徳君）

次に、議案第30号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

〇建設課長（古賀　浩君）

議案書５ページをお願いいたします。

議案第30号　令和２年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

「地方公営企業法」第32条第２項の規定により、令和２年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の一部の額を資本金に組み入れるために議会の議決をお願いするものでございます。

未処分利益剰余金については、資本的収入額が資本的支出額に対し不足しますので、総務省地方公営企業法の適用に関するマニュアルに基づき、補填財源として使用するために組入れを行うものでございます。

議案書５ページ中ほどに、令和２年度基山町下水道事業剰余金処分計算書のとおり、資本金への組入額1,189万512円をお願いをしております。

御審議いただき御可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

〇議長（重松一徳君）

次に、承認第４号、承認第５号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

〇財政課長（平野裕志君）

それでは、承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度基山町一般会計補正予算（第５号））について説明を申し上げます。

議案書の６ページ、７ページをお願いいたします。

まず、専決理由といたしましては、学校法人東明館学園東明館高等学校の第103回全国高等学校野球選手権大会出場に係る激励金の支払いに伴い、一般会計の予算に補正が急務となったためでございます。

地方自治法第179条第１項に規定されておりますように、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、７月26日付で専決処分を行わせていただいており、その承認をお願いするものでございます。

８ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出ともに既定の予算総額に203万円を追加し、総額をそれぞれ75億3,472万8,000円とするものでございます。

９ページをお願いいたします。

第１表　歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、18款．繰入金に203万円の増額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。

歳出につきましては、２款．総務費に200万円の増額、10款．教育費に３万円の増額をしております。

次に、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

３ページをお願いいたします。

歳入、18款．繰入金、１項．基金繰入金、10目１節．ふるさと応援寄附基金繰入金に203万円の増額をしております。

次に、歳出でございます。４ページをお願いいたします。

２款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費、18節．負担金補助及び交付金に、東明館高等学校全国高等学校野球選手権大会出場激励金として200万円の追加をしております。

５ページをお願いいたします。

10款．教育費、５項．保健体育費、１目．保健体育総務費、11節．役務費に、手数料３万円の追加をしております。パブリックビューイングを行うためのものでございます。

以上で、令和３年度基山町一般会計補正予算（第５号）についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、承認第５号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度基山町一般会計補正予算（第６号））について、説明を申し上げます。

議案書11ページ、12ページをお願いいたします。

専決理由といたしましては、本年８月の豪雨による災害に伴い一般会計の予算に補正が急

務となったためでございます。

地方自治法第179条第１項に規定されておりますように、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、８月25日付で専決処分を行わせていただいており、その承認をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出ともに既定の予算総額に8,779万円を追加し、総額をそれぞれ76億2,251万8,000円とするものでございます。

14ページをお願いいたします。

第１表　歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、18款．繰入金に8,779万円の増額をしております。

15ページをお願いいたします。

歳出につきましては、11款．災害復旧費に8,780万1,000円を増額し、14款．予備費を１万1,000円減額することで調整を図っております。

次に、事項別明細書により説明をさせていただきます。

３ページをお願いいたします。

歳入、18款．繰入金、１項．基金繰入金、10目１節．ふるさと応援寄附基金繰入金に8,779万円の増額をしております。

４ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

11款．災害復旧費、１項．農林水産施設災害復旧費、１目．農地農業用施設災害復旧費、12節．委託料に、測量設計業務委託料1,193万5,000円の追加をしております。被災農地の復旧に係るものでございます。

次に、２目．林業施設災害復旧費、10節．需用費に、林道寺谷線、一の坂・河内線、岩坪線に係る修繕料197万2,000円の追加をしております。

次に、11節．役務費に、先ほどの３路線に加え、鎌浦線、九千部山横断線に係る土砂等撤去手数609万7,000円の追加をしております。

次に、12節．委託料では、測量設計業務委託料3,976万5,000円の追加をしております。林道ゴロ線の復旧工事の設計に係るものでございます。

５ページを願いいたします。

２項１目．公共土木施設災害復旧費、10節．需用費に、町道等に係る修繕料1,052万9,000円の追加をしております。

次に、11節．役務費に、町道に係る土砂等撤去手数料584万3,000円の追加をしております。

12節．委託料では、測量設計業務委託料1,166万円の追加をしております。町道長葉山線及び小松・古屋敷２号線の復旧工事の設計に係るものでございます。

６ページを願いいたします。

14款．予備費でございます。

今回１万1,000円を減額し、調整を図っております。

以上で、令和３年度基山町一般会計補正予算（第６号）についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき御承認賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（重松一徳君）

次に、議案第31号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

〇財政課長（平野裕志君）

議案第31号　令和３年度基山町一般会計補正予算（第７号）について説明をさせていただきます。

議案書16ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ３億5,325万6,000円を追加し、予算総額を79億7,577万4,000円とするものでございます。

議案書17ページをお願いいたします。

第１表　歳入歳出予算補正でございます。

主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、１款．町税を3,464万円、９款．地方特例交付金を1,035万3,000円、10款．地方交付税を４億8,361万6,000円、14款．国庫支出金を5,350万8,000円、16款．財産収入を1,587万円、19款．繰越金を１億7,933万円増額し、18款．繰入金に４億3,682万6,000円の減額をお願いしております。

19ページと20ページをお願いいたします。

歳出につきましては、２款．総務費を２億2,744万7,000円、３款．民生費を2,841万3,000円、４款．衛生費を3,823万7,000円、７款．商工費を2,022万2,000円、８款．土木費を2,516万1,000円、10款．教育費を1,721万4,000円増額し、12款．公債費に1,923万円の減額をお願

いしております。また、予備費を27万円増額することで調整を図らせていただいております。

21ページをお願いいたします。

第２表　債務負担行為でございます。

九州旅客鉄道株式会社の社員を本町に受け入れるための外部人材活用負担金について債務負担行為の設定をお願いしております。期間は、令和４年度から令和６年度までで、限度額は1,055万円でございます。

なお、受入開始を本年10月を予定しておりますので、令和３年度分につきましては、今回の現年予算の補正にてお願いをいたしております。

22ページをお願いいたします。

第３表　地方債補正でございます。

臨時財政対策債の発行可能額が３億6,525万8,000円となりましたので、228万6,000円の減額をお願いしております。

次に、防災基盤整備事業では100万円の増額をお願いしております。第２部のホース掛け設備の更新に係るものでございます。

それでは、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

３ページをお願いいたします。

１款．町税につきましては、本年度の賦課実績及び調定額の見込みにより補正をお願いしております。

１項．町民税、１目．個人、１節．現年課税分では、賦課実績により所得割額に2,761万7,000円の増額、２目．法人、１節．現年課税分では、調定額の見込みにより均等割額に328万5,000円の増額をお願いしております。

４ページをお願いいたします。

２項１目．固定資産税、１節．現年課税分では、賦課実績により702万5,000円の増額をお願いしております。

２節．滞納繰越分では、調定額の減により540万5,000円の減額をお願いしております。

５ページをお願いいたします。

３項．軽自動車税、２目．種別割、１節．現年課税分では、登録台数の増などにより211万6,000円の増額をお願いしております。

６ページをお願いいたします。

９款１項１目１節．地方特例交付金では、交付決定により1,035万3,000円の増額をお願いしております。

７ページをお願いいたします。

10款１項１目１節．地方交付税につきましても、交付決定により普通交付税に４億8,361万6,000円の増額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。

14款．国庫支出金、２項．国庫補助金、１目．民生費国庫補助金、２節．児童福祉費補助金に、保育対策総合支援事業費補助金1,100万円の追加をお願いしております。小規模保育事業者の整備に係るものでございます。

次に、２目．衛生費国庫補助金、１節．保健衛生日補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金3,970万円の増額をお願いしております。10月以降のワクチン接種体制を確保するためのものでございます。

次に、８目．総務費国庫補助金、１節．総務費補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金182万1,000円の増額をお願いしております。学校保健特別対策事業などの国庫補助事業の裏負担分に係るものでございます。

11ページをお願いいたします。

15款．県支出金、２項．県補助金、４目．農林水産業費県補助金、１節．農業費補助金に、農業水路等長寿命化・防災減災事業推進交付金500万円の追加をお願いしております。防災重点農業用ため池に転落防止等の注意喚起の看板を設置するためのものでございます。

13ページをお願いいたします。

16款．財産収入、１項．財産運用収入、１目．財産貸付収入、１節．土地建物貸付収入に、基山っ子みらい館用地の地域権設定に係る契約金207万7,000円の追加をお願いしております。

14ページをお願いいたします。

２項．財産売払収入、１目．不動産売払収入、１節．土地売払収入に、神の浦ため池跡地などの町有地の売払代金として1,379万3,000円の追加をお願いしております。

16ページをお願いいたします。

18款．繰入金、１項．基金繰入金、２目１節．財政調整基金繰入金に２億5,100万円の減額、３目１節．公共施設整備基金繰入金に２億4,300万円の減額、10目１節ふるさと応援寄附基金繰入金に5,633万円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

18ページをお願いいたします。

19款．繰越金には１億7,933万円の増額をお願いしております。

19ページをお願いいたします。

20款．諸収入、５項３目２節．雑入では、避難所運営などに係る災害対策費用保険金222万円の追加をお願いしております。

次の建物災害共済金は昨年の基山小学校体育館屋根の災害復旧に係るもので、547万1,000円の追加をお願いしております。

20ページをお願いいたします。

21款．町債につきましては、第３表　地方債補正で御説明をさせていただいたとおりでございます。補正額の合計は128万6,000円の減額となります。

続きまして、歳出でございます。

21ページをお願いいたします。

１款１項１目．議会費、８節．旅費に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う移動自粛により特別旅費140万円の減額をお願いしております。

22ページをお願いいたします。

２款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費、18節．負担金補助及び交付金に外部人材活用負担金202万7,000円の追加をお願いしております。

九州旅客鉄道株式会社からの派遣社員の人件費見合いの負担金になります。

23ページをお願いいたします。

７目．交通安全対策費、14節．工事請負費に交通安全施設工事100万1,000円の増額をお願いしております。カーブミラーや転落防止柵を整備するためのものでございます。

８目．財政調整基金費、24節．積立金に２億1,800万円の追加をお願いしております。

決算剰余金や財産収入などを積み立てるものでございます。

次に、15目．広報情報費。

24ページをお願いいたします。

13節．使用料及び賃借料に、宛名情報の統一的整備に係る団体内統合宛名連携システム借上料215万8,000円の追加をお願いしております。

少し飛びます。29ページをお願いいたします。

３款．民生費、２項．児童福祉費、１目．児童福祉総務費、２節．給料に151万円の増額

をお願いしております。産前産後休暇及び育児休業取得に伴う臨時的任用職員の採用に係るものでございます。

２目．基山っ子みらい館費、３節．職員手当等に、業務量の増などにより時間外勤務手当170万2,000円の増額をお願いしております。

12節．委託料にフォローアップ支援業務委託料148万5,000円の追加をお願いしております。４歳児就学準備事業後のさらなるフォローアップを行うためのものでございます。

30ページをお願いいたします。

５目．保育対策費、18節．負担金補助及び交付金に保育対策総合支援事業費補助金1,650万円の追加をお願いしております。小規模保育事業所の整備に係るものでございます。

31ページをお願いします。

４款．衛生費、１項．保健衛生費、１目．保健衛生総務費、２節．給料に、育児休業取得に伴う不用額など190万円の減額をお願いしております。

次に、３節．職員手当等においても同様に、期末勤勉手当に118万7,000円の減額をお願いしております。

次に、18節．負担金補助及び交付金に、事業費の増加見込みにより休日救急医療事業負担金212万5,000円の増額をお願いしております。

２目．予防費では１節．報酬に会計年度任用職員報酬269万8,000円、３節．職員手当等に時間外勤務手当1,731万8,000円、12節．委託料にコールセンター運営業務委託料483万6,000円、接種業務委託料1,144万6,000円など、10月以降のワクチン接種に係る費用として、合計で3,970万円の増額をお願いしております。

34ページをお願いいたします。

６款．農林水産業費、１項．農業費、５目．農地費、14節．工事請負費にため池看板設置工事500万円の追加をお願いしております。防災重点農業用ため池に転落防止等の注意喚起の看板を設置するものでございます。

35ページをお願いいたします。

２項．林業費、１目．林業総務費、10節．需用費に、林道岩坪線の横断側溝を整備するための修繕料120万2,000円の増額をお願いしております。

36ページをお願いいたします。

７款１項．商工費、１目．商工総務費、18節．負担金補助及び交付金に、交付見込額の確

定により企業立地奨励金986万円の増額をお願いしております。また、企業立地促進特区補助金975万1,000円の増額をお願いしております。これは、進出企業に対する電気料金及び雇用奨励の補助になります。

38ページをお願いいたします。

８款．土木費、２項．道路橋梁費、１目．道路維持費、10節．需用費では、道路や水路などの維持補修に係る修繕料に335万8,000円の増額をお願いしております。

次に、12節．委託料に路面性状調査業務委託料398万2,000円の追加をお願いしております。今後の町道舗装補修の計画を検討する基礎資料を作成するためのものでございます。

次に、14節．工事請負費では、町道舗装補修工事858万3,000円の増額をお願いしております。千夫・長野線やけやき台41号線などの舗装補修に係るものでございます。

次に、18節．負担金補助及び交付金に町道改築工事補助金124万円の増額をお願いしております。個人で実施される町道改築に対する補助になります。

39ページをお願いいたします。

３項．都市計画費、１目．都市計画総務費、12節．委託料にけやき台調整池浚渫業務委託料300万3,000円の追加をお願いしております。けやき台２丁目の調整池のしゅんせつを行うためのものでございます。

次に、３目．公園費、10節．需用費に修繕料276万8,000円の増額をお願いしております。17区の憩いの広場の修繕に係るものです。

42ページをお願いいたします。

９款１項．消防費、２目．非常備消防費、３節．職員手当等に避難所運営に係る時間外勤務手当216万円の増額をお願いしております。

次に、３目．消防施設費、18節．負担金補助及び交付金に消防施設整備補助金145万2,000円の増額をお願いしております。

第２部のホース掛け設備の更新に係るものでございます。

43ページをお願いいたします。

10款．教育費、１項．教育総務費、２目．事務局費、２節．給料では、退職に伴い技能職に204万7,000円の減額、また、臨時的任用職員の採用に伴い一般職に150万1,000円の増額をお願いしております。

３節．職員手当等では、業務量の増などにより時間外勤務手当153万3,000円の増額をお願

いしております。

44ページをお願いいたします。

２項．小学校費、１目．基山小学校管理費、17節．備品購入費に、来年度の教室数、児童数増の準備のため、児童用及び教員用の机、椅子などの購入費として181万5,000円の増額をしております。

次の、３目．基山小教育振興費、17節．備品購入費でも同様に、昨年度ＧＩＧＡスクール構想推進事業で整備したものと同じ機種のChromebookなどの購入費として666万4,000円の増額をお願いしております。

46ページをお願いします。

４項．社会教育費、１目．社会教育総務費、10節．需用費に修繕料102万7,000円の増額をお願いしております。合宿所の合併浄化槽などの修繕に係るものです。

47ページをお願いします。

５項．保健体育費、２目．スポーツ振興費、21節．補償補填及び賠償金では、前年度における新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う体育施設閉館の影響による減収の補填として104万2,000円の追加をお願いしております。

48ページをお願いします。

11款．災害復旧費、１項．農林水産施設災害復旧費、２目．林業施設災害復旧費、３節．職員手当等に、業務量の増を見込み、時間外勤務手当297万円の増額をお願いしております。

50ページをお願いします。

12款．公債費につきましては、本年度中の償還予定額の見込みにより、元金について1,623万7,000円、利子につきましては290万3,000円の減額をお願いしております。

51ページをお願いします。

最後に、14款．予備費でございます。今回、27万円を増額し、調整を図らせていただいております。

以上で、令和３年度基山町一般会計補正予算（第７号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

詳細説明の途中ですけれども、ここで13時まで休憩いたします。

～午前11時53分　休憩～

～午後１時00分　再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

引き続き、詳細説明に入ります。

議案第32号、議案第33号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第32号　令和３年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の23ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ9,504万9,000円の追加をお願いし、総額を21億2,122万2,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、主に委託料及び償還金、返還金等の確定等によるものでございます。

補正内容の詳細につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の３ページをお願いいたします。

歳入でございます。

１款１項．国民健康保険税についてはまとめて説明をいたします。国民健康保険税の当初賦課額が確定いたしましたので、全体で146万2,000円の増額をお願いしております。

主な理由としましては、被保険者数の増と被保険者世帯数の増による当初賦課額の確定によるものでございます。

５ページをお願いいたします。

７款１項１目１節．一般会計繰入金、職員給与費等繰入金49万4,000円の増額でございます。職員給与費等繰入金として、一般会計から事務費として繰入金を計上しております。

６ページをお願いいたします。

７款２項１目１節．国民健康保険財政調整基金繰入金でございます。4,000万円の減額をお願いしております。これにつきましては、令和２年度からの繰越金や令和２年度分保険給付費等交付金償還金の額の確定を考慮しまして、基金からの繰入れ4,000万円は現在のところ不用であると判断したものでございます。

７ページをお願いいたします。

８款１項１目１節．繰越金でございます。令和２年度の歳入歳出差引残高が確定いたしましたので、１億3,306万6,000円の増額をお願いしております。要因としましては、令和２年度の療養給付費の支出が見込み以上に少なかったため、令和２年度の保険給付費の支出残額が8,400万円程度あったことによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

９ページをお願いいたします。

６款１項２目12節．委託料、健康診断委託料として175万6,000円の増額をお願いしております。人間ドック健診の申込者の人数確定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

６款２項１目11節．役務費のその他手数料15万1,000円の増額をお願いしております。システム端末設定手数料の増額によるものでございます。

17節．備品購入費の庁用備品で30万8,000円の増額をお願いしております。こちらはシステム端末の購入費の増額によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

９款１項５目22節．保険給付費等交付金償還金に5,992万3,000円の増額をお願いしております。前年度に佐賀県から交付された普通交付金は、概算で交付を受けまして、次年度に精算をする仕組みになっております。前年度分の普通交付金返還額の確定によるものでございます。

９款１項６目22節．国県支出金返納金として190万8,000円をお願いしております。特定健康診査・保健指導負担金や保健事業に係る事業費の実績額確定に伴う返還金の計上でございます。

12ページをお願いいたします。

９款３項１目27節．繰出金の一般会計繰出金でございます。70万1,000円をお願いしております。令和２年度に一般会計から繰り入れました事務費の精算を行うものでございます。こちらは一般会計の歳入の18款２項４目１節に同額を計上しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

最後に、13ページをお願いいたします。

10款．予備費でございます。今回、3,024万円の増額をお願いしております。保険給付費

等の突発的な増額に対応できるよう、今回、予備費による財源調整をさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第33号　令和３年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の26ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,843万5,000円の追加をお願いし、総額を２億8,614万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、主に保険料の当初賦課額の確定等によるものでございます。

補正内容につきましては、後期高齢者医療特別会計の事項別明細書により御説明を申し上げます。

事項別明細書の３ページをお願いいたします。

１款．後期高齢者医療保険料でございます。まとめて御説明をいたします。

令和３年度の本算定による当初賦課が確定いたしましたので、2,823万9,000円の追加をお願いしております。こちらは被保険者の増によるものでございます。

５ページをお願いいたします。

５款１項１目１節．繰越金でございます。令和２年度の歳入歳出差引額が確定しましたので19万2,000円の増額をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。

６ページをお願いいたします。

２款１項１目18節．保険料等納付金、後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。収納した保険料は全て広域連合へ支出をいたします。2,840万円の追加をお願いしております。

８ページをお願いいたします。

４款２項１目27節．一般会計繰出金でございます。令和２年度に一般会計から繰り入れました事務費の精算でございます。３万3,000円をお願いしております。こちらは一般会計の歳入のほうに18款２項２目１節に同額を計上しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

最後に、９ページをお願いいたします。

財源調整のために、５款．予備費の2,000円の減額をお願いしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第34号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀　浩君）

議案第34号　令和３年度基山町下水道事業会計補正予算（第２号）について詳細説明をさせていただきます。

説明では議案により説明を行い、内訳を基山町下水道事業会計補正予算（第２号）実施計画兼事項別明細書により説明をいたします。

議案書29ページをお願いいたします。

第２条　基山町下水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額の補正をお願いいたします。

収益的収入の補正はございません。収益的支出では、第１款下水道事業用204万5,000円の減額をお願いし、４億832万6,000円といたします。

第３条　令和３年度基山町下水道事業会計予算第４条本文括弧書き中「171,394千円」を「171,472千円」に改め、第４条に定めた資本的支出の予定額の補正をお願いいたします。

次に、資本的収入の補正はございません。

資本支出の補正でございます。

第１款．資本的支出７万8,000円の増額をお願いし、これで資本的支出では５億4,580万9,000円といたします。

補正の内容につきましては、令和３年度基山町下水道事業会計補正予算（第２号）実施計画兼事項別明細書にて、主なもので説明をいたします。

それでは、実施計画兼事項別明細書３ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

１款．下水道事業費用、１項．営業費用、１目．管渠費、修繕費へ21万8,000円の増額をお願いしております。

３目．処理場修繕費を21万8,000円の減額をお願いしております。修繕費につきましては、処理場内のマンホール修繕を管渠マンホール蓋修繕へ組み替えるものでございます。

４目．総係費、人件費に204万5,000円の減額をお願いしております。

次に、資本的支出の補正であります。

７ページをお願いいたします。

１款．資本的支出、１項．建設改良費、１目．下水道整備費、手当の７万8,000円の増額をお願いいたしております。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計を196万7,000円の減額をお願いし、現計予算と合わせた総額９億5,413万5,000円とするものでございます。

以上で、基山町下水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、認定第１号から認定第３号までの令和２年度各会計の決算についての詳細説明を求めます。寺﨑会計管理者。

○会計管理者（寺﨑博文君）

令和２年度基山町一般会計及び基山町国民健康保険、基山町後期高齢者医療の各特別会計の決算に係る詳細説明をさせていただきます。

議案書30ページをお願いいたします。

令和２年度基山町一般会計及び特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、政令の定めるところにより決算を調製し、一般会計及び特別会計の証書類その他政令の定める書類と併せて町長に提出をいたしております。

町長は、決算及び関係書類を監査委員の審査に付するため、それらの書類を提出し、監査委員による決算審査が行われております。後ほど、監査委員より意見を付して決算審査報告がなされます。

令和２年度各会計の決算を議会の認定に付するため、認定第１号　令和２年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第３号　令和２年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの３議案について、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等、また決算に係る主要な施策の成果の説明書及び監査委員の決算審査意見書を提出いたしております。また、決算関係資料を認定資料として提出いたしております。

決算に係る主要な施策の成果の説明書につきましては、先ほど町長のほうから説明がされましたので、私のほうからは実質収支に関する調書、財産に関する調書等について御説明を

させていただきます。別冊の実質収支に関する調書、財産に関する調書等の１ページをお願いいたします。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が111億2,450万6,000円、歳出総額が108億7,957万6,000円で、歳入歳出差引額が２億4,493万円となっております。令和２年度につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源が5,060万円でございますので、実質収支額は１億9,433万円となっております。

２ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額が19億7,789万8,000円、歳出総額が18億3,283万1,000円となっており、実質収支額は１億4,506万7,000円となっております。

３ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額が２億5,509万7,000円、歳出総額が２億5,490万3,000円となっており、実質収支額は19万4,000円となっております。

続きまして、財産に関する調書について説明いたします。

４ページをお願いいたします。

公有財産の土地及び建物につきまして、その主なものを御説明させていただきます。

まず、土地の公共用財産の公衆用道路3,710.27平方メートルの増につきましては、開発行為による町道等への帰属と寄附及び町道三国・丸林線道路改良工事に伴います用地買収による増でございます。

次に、文化財等施設2,084.06平方メートルの増につきましては、基肄城南門跡地区整備工事に伴います用地買収による増でございます。

次に、建物の公用財産のその他財産についてでございますが、非木造95.04平方メートルの増につきましては防災倉庫の建設によるものでございます。建物、公共用財産の学校、非木造の69.79平方メートルの増につきましては、基山中学校大規模改造工事に伴うエレベーターによるものでございます。非木造、社会体育施設の157.33平方メートルの増につきましては、町営球場改修工事及び総合公園多目的運動場観覧席整備工事に伴う町営球場の本部席等の改修や多目的運動場の観覧席整備によるものでございます。

また、福祉施設、木造の27.50平方メートルの増は、ひまわり教室のウッドデッキ設置によるものでございます。

続きまして、５ページをお願いいたします。

山林につきましては、増減はございません。

次に、出資による権利についてでございますが。佐賀東部水道企業団への６万5,000円の出資を行っております。福岡導水施設地震対策事業に伴うものでございます。

次に、６ページをお願いいたします。

物品関係でございます。

物品につきましては、50万円以上の物品について計上いたしております。主なものといたしましては、車両運搬具で軽自動車を３台廃棄して、新たに３台を購入しているところでございます。

９ページをお願いいたします。

基金関係の主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、財政調整基金の5,204万8,000円の減につきましては36万2,000円の利子と6,359万円の積立てから１億1,600万円の一般会計への繰入れにより減額したものでございます。

続きまして、公共施設整備基金の1,741万1,000円の減につきましては58万9,000円の利子と1,614万5,000円の積立てから1,800万円の一般会計への繰入れにより減額したものでございます。

続きまして、ふるさと応援寄附基金の３億5,207万9,000円の増につきましては15万4,000円の利子と６億480万5,000円の積立てから２億5,288万円の一般会計への繰入れにより減額したものでございます。

10ページから16ページにつきましては、会計別決算総括表と款別決算額比較表をつけさせていただいております。

決算内容の詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書のほか、決算関係資料を提出しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、令和２年度各会計の決算についての詳細説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議賜り、認定していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、認定第４号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀　浩君）

議案書33ページをお願いいたします。

基山町下水道事業会計決算について説明をいたします。

令和２年度下水道事業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第１項の規定に基づき、政令に定めるところにより決算を調製し、下水道会計の証書類、その他政令で定める書類と合わせて提出をいたしております。

それでは、令和２年度基山町下水道事業会計決算書の冊子をお願いいたします。

令和２年度基山町下水道事業会計決算の認定についての議案において、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、下水道事業決算報告書、下水道事業損益計算書、下水道事業剰余金計算書、下水道事業剰余金処分計算書（案）、下水道事業報告書、下水道事業貸借対照表及び決算附属書類、決算に係る主要な施策の成果の説明書及び監査委員の決算審査意見を付した書類を提出いたしております。

決算に係る主要な施策の成果の説明書につきましては、先ほどの町長からの説明と重複いたしますので省かせていただきます。

別冊の令和２年度基山町下水道事業会計決算書をお願いいたします。

１ページの収益的収入及び支出、２ページの資本的収入及び支出の決算につきましては、先ほど説明いたしました主要な施策と重複いたしますので、３ページから説明をいたします。

下水道事業損益計算書からお願いをいたします。

下水道事業損益計算書でございます。

営業収益が１億9,041万8,320円、営業費用が３億3,442万3,355円、営業外収益が２億1,806万884円、営業外費用3,637万6,660円と、経常利益が3,767万9,189円となっております。

令和２年度は下水道事業剰余金処分をお願いし、1,189万512円の処分を行います。資本金へ組み入れることで計上をいたしております。

決算書６ページから９ページまでの下水道事業貸借対照表でございます。

９ページをお願いいたします。

資本の部、資本金９億2,150万2,826円、剰余金合計が２億1,439万2,661円となっており、負債の部、資本の部の合計で52億7,581万6,328円となっております。

12ページからは、令和２年度基山町下水道事業報告書となっております。

決算内容の詳細につきましては、決算報告書のほか損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表ほか、決算附属書類として事業収益明細書、事業費用明細書、それぞれ明細書を添付しておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。

なお、下水道事業会計では、令和２年４月１日から令和３年３月31日の会計となっており

ます。

以上をもちまして、令和２年度基山町下水道事業会計決算の詳細説明を終わらせていただきます。

御審議賜り認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、監査委員による審査報告を求めます。太田代表監査委員。

○代表監査委員（太田博史君）（登壇）

それでは、私のほうから決算審査の報告をいたします。

まず初めに、令和２年度基山町歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書のほうから説明をいたします。

１ページから説明いたします。

第１、審査の概要。審査の対象ですが、令和２年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算書及び土地開発基金等の３つの基金の運用状況です。

審査の方法ですが、例年どおりの通常の手順で、天本監査委員とともに審査をしております。定期監査、例月現金出納検査の結果も参考にしながらの審査を行いました。

次に、審査の結果ですが、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、かつ計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われているものと認められました。

財産に関する調書の公有財産、物品及び基金につきましては、適正に管理・運用されているものと認めました。

次に、第２の決算の概要につきましては、２ページから52ページに記載のとおりですが、いろんなデータを載せております。コメントも記載しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

53ページから61ページに、決算審査結果の意見を記載しておりますので、ポイントの部分を補足説明いたします。

53ページをお願いします。

この意見は、財政の健全性と地域経済の活性化を主眼とした意見になっております。13の項目で意見を述べております。

(1)決算収支の状況ですが、自治体の決算というのは、実質収支は絶対に赤字にしないというのが財政運営の基本的な考え方になっているんですが、基山町の場合も実質収支では過去からずっと黒字が続いております。令和２年度は１億9,400万円の黒字になっております。ですが、自治体の決算といってもいろいろな見方があります。実質収支だけでは収支を正確につかんだことにはなりません。うちは実質収支が黒字だから、うちの財政は大丈夫だと言い切れない場合があります。実質単年度収支も見ておく必要があるんですよということです。

実質単年度収支額というのは、実質収支に表れない前年度からの繰越しや積立金の積立て、取崩しを加味した最終的な収支の目安となる金額なんですが、53ページのイのところの計算式で計算されます。

ここで、基山町の場合は、平成29年度から３年間、この実質単年度収支額というものが赤字になっております。ですが、上のアの実質収支額は３年間とも黒字になっております。これは、積立金を取り崩しているからなんです。歳入の不足を過去の貯金で補っているという状態です。

実は、こういう調整というのは多くの自治体で行われていまして、令和元年度の実績なんですが、実質単年度収支は全国の市町村の約60％が赤字になっていますが、実質収支では赤字の市町村はありませんでした。多くの市町村で実質単年度収支が赤字になる年度というのはあるんですが、この実質単年度収支の赤字が構造的で赤字が長く続いたり、しかも積立金、貯金がなくなるということになれば、実質収支も赤字になりまして財政危機が表面化するということになります。

そこで、基山町の現状を見てみますと、実質単年度収支は３年間赤字だったんですが、これはどうしても必要な事業、基山っ子みらい館とかそういう大きなもので支出が多かったということが要因ですし、いわゆる構造的な赤字ではありませんでした。それに、平成28年以前の３年間というのは黒字でした。そして、令和２年度は黒字に転換しています。そういう現状からして、基山町の場合は、うちの実質収支は黒字だから、うちの財政は大丈夫だということを言っていいというふうに考えます。

それから、基山町の場合は、基金積立金とは別に、かなりの運転資金を普通預金に常時持っております。先月の例月出納検査のときにお渡ししているのですが、そこに、普通預金に９億1,700万円あることを銀行の残高証明書で確認をしております。

それに、基山町の場合は、年間の資金繰りというものがきちんと管理されていますので、

財政運営は大丈夫だと思っていていいと考えます。

次、(2)財政力指数で、財政の豊かさを見てみました。この財政力指数というのは、標準的な行政サービスを提供するために必要な費用に対しまして町の税収などがどのぐらいの割合を占めているかということを表す数値なんですが、１に近いほど財政に余裕があり、よいというふうにされております。１より小さい場合、支出のほうが収入より多い場合ですね。その差額、不足分について、国から普通交付税として交付されます。交付税を交付するために国が示したルールで計算した指標ですので、この指標というのは自治体の財政の豊かさを示すのに適切な指標であると考えます。

54ページの②のグラフを見てみますと、一番上の線が基山町です。上のほうがいいということですね。一番上の線が基山町。真ん中が、類似団体63あるんですが、それの平均。一番下が佐賀県の平均ということです。全国の平均も令和元年度は県の平均と同じ0.51でした。基山町は類似団体63のうちの14位なんですが、佐賀県ではずっと３位の好位置をキープしております。１位は玄海町、２位が鳥栖市、３位が基山町ということになっています。このグラフ、なかなかいいでしょう。ほっとしますよね、これを見るとね。

次に、(3)歳入の状況にいきます。

先ほど大分説明があったみたいなんですが、依存財源に地方消費税というものがあります。これは6,700万円増えているんですが、これは令和元年10月１日に消費税が８％から10％に上がりました。このときは元年度だから半年分しかなかったわけですね。これが令和２年度は１年分あったということで、この金額、大きいですよね。6,700万円増えているということです。増税があるというのは、国と地方の双方に恩恵があるということです。

国庫支出金は、これは21億4,300万円増えているんですが、これは新型コロナウイルス感染症対策関連の収入ということですね。

それから、55ページの③のところでちょっと書かせていただいたんですが、歳入の確保というのは財政健全化に向けての重要課題ですので、国庫支出金、県支出金、寄附金など、あらゆる財源の創出拡大に全力で取り組んでいただきたいということを書かせていただきました。

それから、今回ちょっとうれしかったことがあったんですが、今まで毎年、歳入増の対策で効果が上がった実績について報告をしてもらっていたんですが、今まで１件もなかったんですね。ところが、今回は３つの課から実例の方向がありました。雑入の項目の広告料の収

入とかいうもので金額はそう多くはないんですが、歳入増の意識の向上があった例として評価したいと思います。今後も財源の確保にさらに創意工夫をお願いいたします。

(4)新型コロナウイルス感染症対策関連の歳入歳出ですが、各課から令和２年度の決算額に含まれる感染症対策関連費を出していただきました。これは先ほどの金額とちょっと違うんですが、捉え方はちょっと違う面があると思うんですが、ほぼ23億4,100万円ぐらい、大体そのぐらいの歳出が出ております。歳出の中にこの金額が含まれていました。基山町の負担、町独自の負担が約3,000万円ぐらいだったみたいです。

この歳入歳出それぞれに、１人10万円を支給した特別定額給付金17億3,900万円が含まれているんですね。そして、給付金の支給率が99.9％になると。ということは、やはり、担当課のほうの、返信のなかった人には自宅を訪問して確認する等、非常に熱心な対応をしていただきました結果というふうに思います。通常業務だけでも大変忙しい中、これだけ大きな金額の歳入歳出に尽力していただきましたことに、本当に感謝をしたいと思います。

そして、まだまだ続く感染症の対応、支援を今後もどうかよろしくお願いいたします。住民の方は町の支援を本当に大変頼りにしています。どうかよろしくお願いいたします。

(5)歳入の町税の収入状況です。

町税というのは自主財源の中で最も大きな金額なんですね。それで、町民税、これは3,800万円の減収に令和２年度はなりました。それから、町たばこ税というものがあるんですね。これは、金額が結構あるんです。１億1,700万円。たばこは基山町で買ってくださいということです。

それから、自治体の豊かさの一つの指標として、人口１人当たりの地方税、町税の額で見るよというのがあるんですが、佐賀県の平均が１人当たり12万7,000円なんですが、基山町は13万9,000円で第４位になっております。

ちなみに、１位は玄海町で、何と71万5,000円もあるんです。２位が鳥栖市18万1,000円、３位が上峰町14万8,000円で、基山町が４位ということですね。

基山町の財政力というのは、県内では３番から４番、上位４分の１のグループに入っているということが言えると思います。

それから、固定資産税なんですが、この固定資産税というのは、景気変動の影響が比較的少ない基幹の税目なんです。基山町は、令和２年度は新築家屋の増加等によりまして2,000万円の増収になっておりまして、12億2,000万円と町税の中で最も金額の多い税目になって

おります。やはり、安定収入の固定資産税が増えるというのは大変いい傾向だと思います。

それから、歳入の項目で(6)ふるさと応援寄附金なんですが、先ほど出ているのでいいと思うんですが、個人寄附金のほうが平成29年度から10億円を超える受入れというふうになっています。自主財源の中では、固定資産税に次ぐ歳入ということになっています。

令和２年度は前年度に比べまして約7,000万円の増収が確保できたということは大いに評価できると考えます。今後、ふるさと納税の返礼品としての加工商品の開発等での地域経済の活性化のほうにもさらに力を入れていただきたいと思います。

それから、今回、企業版ふるさと納税制度が改正されまして、法律が変わりまして、企業側の実質的負担が寄附額の10％になったということで、寄附しやすい環境になったようですので、企業版ふるさと納税についても積極的にアプローチをお願いしたいと思います。

(7)基金積立金ですが、基金が多いか少ないか見てみました。イのところで、人口１人当たりの財政調整基金と減債基金の足したものを見てみたんですが、これが、佐賀県の平均に比べまして、基山町は３分の１と非常に少ない金額になっております。

ウのところで、人口１人当たりの基金積立金合計額を見てみました。基山町は13万2,000円だったんですが、佐賀県の平均は22万7,000円ということになっています。合計額にしますと、佐賀県の平均より約16億5,900万円少ないという計算になります。

この基金合計の金額は、一般会計の数字だけです。今日、議会のほうに出したということを聞いた例月出納検査の中にその金額を載せているんですが、先月の基山町全体の預金残高というのは44億円というふうに書いています。毎月書いているんです。７月末の時点では44億円ということになっております。ということは、44億円からここに載っている26億円を引いた18億円というのは、一般会計以外の基金があるということです。

例えば土地開発基金ですとか国民健康保険特別会計の基金ですとか下水道の基金とか運転資金、普通預金なんかに入っている。そういうものが18億円あるということなんですが、一般会計のほうを見ますと非常に少ないという金額になっております。

それから、(8)町債残高ですが、借入金が多いかどうか見てみました。人口１人当たりの町債残高を書いているんですが、基山町は佐賀県平均に比べまして11万円少ないです。類似団体に比べますと13万4,000円少ない。町債残高合計では、基山町は佐賀県より19億2,000万円少ないという計算になります。類似団体からしますと23億4,000万円少ないということになります。

ということは、基山町は佐賀県平均に比べて、類似団体に比べてもそうなんですが、基金は少ないが町債はそれ以上に少ないという結果になっております。すなわち、貯金は少ないんですが、借金はそれ以上に少ないという結果です。

こういう現状は、私は基山町はごく真っ当な財政運営をしているというふうに考えます。といいますのは、民間企業なんかの場合、キャッシュフローがプラスになった場合は、まず借入金の返済を優先するという考え方を通常はしています。

58ページのアのところで、支払利子の推移のデータを見てみますと、支払利子は10年前に比べて約１億円減っているんですね。これは、借入金が減っていったということなんですが、１億円減ったということですね。その１億円をほかの事業に使えるということになります。借入金を減らす意義は大きいと考えます。私は、この借入金、町債残高は、財政の健全性の観点から最も注意すべき勘定科目というふうに考えております。

自治体の会計制度というのは、現金の出入りで成立する現金主義会計と言われる方式なんですけれども、借金をしても借入れをしても現金が入ってくるという意味で、収入、歳入として扱われますね。幾ら借金が増えても実質収支は赤字にはならないという会計制度になっています。そういうことなので、基山町の場合は、やはり、これまでの町債残高縮減の方針は堅持すべきだと考えます。どうしても必要と決めた事業につきましても、町債の新規発行は交付税措置があるものに限定するという方針も堅持すべきだと考えます。

次に、60ページにいきます。

（11）です。産業振興、農業振興策です。

今までに、国は新型コロナ関係で莫大な支出をしています。今後もさらに支出が続くと思われますので、今後、国からの交付金とか補助金というものに余裕がなくなることが予想されます。これからは、自治体自らが独自の戦略による産業振興策、農業振興策に真剣に取り組んでいくことが必要になると考えます。

そこで、産業振興課のほうに産業振興、農業振興で成果が上がった事業について御報告をもらいました。ここに主なものを書いているんですが、企業誘致、これは５件という目標に対して実績が６件あったという報告を受けております。それから、就労支援プロジェクトでは、新規雇用者数30人という目標に対して91人という実績が上がったと。それから、創業支援プロジェクトは創業者数16人という目標に対して17人と、こういう報告をいただきました。このように、確実に成果を上げているというのは大いに評価すべきと考えます。

基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、目標値や具体的な施策が策定されております。

民間企業の場合はゴールの設定というのがきちんとされるんですね、普通。ところが、自治体の場合は、積極的に分析された結果に基づく目標値を設定するというのはいい例が少ないのではないかなという感じがしていました。ここでは目標を数値で明確に定めて事業を進めたというのは、やはり成果が上がったことにつながっているんだなというふうに考えられました。これらの事業は基山町の地域の経済活性化のために必要な事業ですので、引き続き強力な推進をお願いしたいと思います。

次、（12）業務改善活動です。

このテーマは毎年取り上げております。職員の業務改善提案の提出件数が、令和２年度は大幅に増加しました。改善活動の意識が高まってきたということで評価できると考えます。ですが、いろいろな業務でまだ改善できる余地はあると思われます。常に仕事を反省し、見直し改善するのがサービス機関としての自治体職員の在り方であるというふうに考えます。

自治体の場合は規制が多く改善しにくいという面はあるとは思うんですが、前例にとらわれずアイデアを出し合い創意工夫を図って、業務改善に取り組んでいただきたいと思います。

今年度は、課長自らがリーダーシップを取って、全職員が最低１人１件以上の改善案を目指していただきたいと思います。出ている改善案というものは、ほとんど課長がなかったような気がしました。やはり、課長が自ら率先してやるということが必要かなというふうに感じております。

それから、61ページ、（13）今後の財政運営ですが、基山町の場合も、生産年齢人口の減少による働き手不足とか、高齢者人口の増加に伴う医療介護需要の拡大等の課題があります。これらに対応するためには多額な財政需要が見込まれます。

②なんですが、将来にわたって健全な財政運営を確立するためには、税源の涵養を推進することが必要です。「住みここちの良いまち」「仕事があり稼げるまち」に人は集まります。そして、そこでは所得が上がり、生活はよくなり、税収が上がります。税収が上がれば、インフラ整備や住民の福祉の増進も図れることになります。今後も引き続き移住定住の促進、企業誘致の推進、地場の産業・農業の育成に努めていただきたいと。

一般会計のほうは以上です。

次に、下水道事業会計、別冊になっております。

意見書の１ページ。

審査の対象ですが、令和２年度の基山町下水道事業会計の決算書と附属書類です。

審査の方法ですが、地方公営企業法の関係法令に従って作成されているか等を審査しました。

審査の結果は、審査に付されました決算書及び決算附属書類につきましては、地方公営企業法等の関係法令に準拠して作成されておりまして、令和２年度の経営成績、同年度末における財政状態は適正に表示されているものと認めました。

次に、第２の審査の内容につきましては、17ページの審査結果の意見について補足説明します。

17ページをお願いします。

(1)下水道の整備状況ですが、水洗化人口というのは着実に伸びております。水洗化率は横ばいなんですが、投資施設の効率的使用、投下資本の早期回収、さらには環境保全の観点から、引き続き水洗化の普及に努めていただきたいということを書かせていただきました。

次に、(3)経営成績（損益計算書）ですが、経常利益・純利益の推移を見てみますと、毎年度、確実に経常利益、純利益ともに増益になっています。ということは、「良好な事業経営」が維持できていると評価できると考えます。

佐賀県の下水道事業で法適用企業――地方公営企業法にのっとって経営しているところが18社あるんですが、中には赤字の企業もありますが、基山町の場合は順調に増益を続けているということです。

次に、イの（営業収益）下水道使用料ですが、新たに住宅が増えたこと等によりまして、使用料収入というのは令和２年度は1,700万円増えました。この下水道使用料というのは実質売上高ということになりますので、基山町の下水道事業というのは増収増益を続けている優良企業だということが言えると思います。

次に、ウ（営業外収益）一般会計からの繰入金ですが、繰入金そのものは数字は横ばいなんですが、やはり１億4,600万円という大変大きな金額を一般会計から繰り入れることによって利益を上げているということになっております。

総収益に占める繰入金の割合を見てみたんですが、佐賀県平均が43.6％、基山町が令和元年度なんですが36.9％で、下がっていますし、県の平均に比べたら低いですね。だから、繰入金がほかに比べたら多いということではないんですが、やはり、金額的には多いというこ

とです。

次に、エ　経費回収率（維持管理費）ですが、経費回収率というのは、ほぼ100％で推移しています。ということは、現行の下水道使用料というのは、現時点ではほぼ妥当であると考えられます。近郊の市に比べても、鳥栖市だけは大分安いです。他の市は基山町とほぼ同じぐらいの料金設定になっております。

次に、(4)財政状態（貸借対照表）ですが、企業債――借入金ですね。それから支払利子、それから企業債残高を総収益で割ったという数字の５年間の推移を見てみました。借入金がずっと減ってきています。それに伴いまして、支払利子と企業債割る総収益というのは逓減しております。

企業債残高を総収益で割った数字というのが毎年減少しているというのは、財政健全化の見地からして評価できると考えられることです。佐賀県の平均が7.67倍ということに対して5.2倍ということは、基山町は企業債残高は佐賀県平均よりかなり少ないということになっております。よって、支払利子のほうも、平成28年度に比べましては1,000万円減少していますね。

次に、他の勘定科目の審査結果ということなんですが、基山町の下水道事業の会計というのは、毎日の取引を複式簿記で記帳しておりまして、決算は発生主義でしております。それで、次のようなことがそれで分かりますということです。

１点目、償却資産、有形固定資産ですね。これは一般会計では平米で出ているんですね、決算書には。ところが、ここでは幾らで取得したか、減価償却を幾らしていて、今、帳簿価格は幾らかということが分かる決算書になっております。

それから、現金そのものは持っていないんですが、預金残高につきましても、決算書で幾らということがはっきり載っていまして、これは私のほうも月次の出納検査では毎月きちんとチェックをしています。一般会計では、預金残高なんて決算書に載らないんですね。

それから消費税。消費税は確定申告しています。一般会計のほうはできないんですが、ここでは確定申告をしていまして、令和２年度は還付金が613万2,000円ということで、期末時点では入っていませんので、未収金に計上しておるということです。これは後で確かに入っておりました。

それから、不良債務があるかどうかということも決算書を見れば分かるんですが、それに該当するものはありませんでした。

それから、借入金残高も一般会計では決算書には載らないんですね。ところが、ここではきちんと載るということです。

そういうことが決算書で分かるということです。

最後に、(5)むすびで、③の下のほうに書いているんですが、策定された中長期の事業計画及び財政計画に基づき、持続可能な安定した事業経営に努めることにより地方公営企業としての町民福祉の増進に寄与されることを望むものでありますと。

以上です。

日程第22　決算特別委員会の設置について

○議長（重松一徳君）

日程第22　決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

基山町議会委員会条例第４条第１項の規定により、今期定例会に決算特別委員会を設置し、同条第２項の規定により決算特別委員会の委員の定数を11名とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置し、同特別委員会の委員の定数を11名とすることに決しました。

なお、決算特別委員会委員の指名については、委員会条例第５条第４項の規定により議長において指名を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、議長において決算特別委員会委員の指名を行います。

決算特別委員会委員に、議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は、以上をもちまして散会とします。

～午後２時05分　散会～